『農業者のための相談所』を開設し様々な問題に対応

福島県白河市（しらかわし）

○ 白河市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、面積の約57%を山林が占める地域。市内には阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れ、これらの源流域には優良農地が広がり豊かな田園風景を形成。

○ 農業を取り巻く環境が変化する中、農業者から様々な問題や悩みに応えるため、農業者のための相談所となる『人・農地相談センター』を平成27年４月に開設。

○ 『人・農地相談センター』には、経験豊富な専門知識を有する専門相談員を2名配置。専門相談員が主となり多面的機能支払交付金制度の研修会や集落説明会を開催するなど、組織設立までの申請手続きの支援や既存組織からの活動に係る相談について、迅速・丁寧に対応。

○ このことにより、地域からは、安心して活動に取り組むことができたとの声もあがっている。

【取組概要】

・活動組織　62組織(H29)

農地維持支払	62組織
資源向上支払（共同）	62組織
資源向上支払（長寿命化）	20組織

・認定農用地　2,831ha
（田2,525ha、畑306ha）

・保全管理する施設
開水路 702 km、農道 391 km、ため池 118 箇所

相談所を開設した経緯

○ 「人・農地プラン」の実現をはじめ、「農地中間管理事業」の活用や「多面的機能支払交付金」活動組織への支援・指導、また、「農業の経営力を高めたい」、「農地を貸したい・借りたい」、「認定農業者になりたい」、「集落営農等の組織化・法人化を進めたい」、「新たに農業を始めたい」等、農業に関する様々な相談にワンストップで一体的に対応できる体制の構築が必要であった。

○ そこで、平成27年４月から農業者のための総合的な相談窓口として『人・農地相談センター』を開設し、専門相談員等が農業者からの相談に迅速・丁寧に対応している。

田園風景

農業者からの相談状況

○ 『人・農地相談センター』に寄せられる営農関係の相談としては、
- 農地の貸し借り
- 集落営農等の組織化・法人化
- 新規就農　など

○ 多面的機能支払制度に関する相談としては、
- 新規組織の立ち上げ支援
- 外注費の協議
- 活動全般にわたる各種相談　など

（多面的機能支払の相談は、全体相談件数の約57%）

○ より効果的な活動が実施されるよう、相談センター主催による研修会を開催。H27から各地区で計15回実施。総出席者数758名（活動組織役員等）

活動組織向け研修会の様子

相談所を開設した効果

○ 相談センターは、センター長（市OB）、専門相談員２名、JA職員（兼務）、臨時職員で構成し、農業者が気軽に相談できる体制を構築している。

（多面的機能支払交付金制度に係る相談件数
H27：50件　H28：63件　H29：58件(2月まで)）

○ 組織設立までの申請事務手続きを支援することにより、新たな活動組織が取組を開始した。

（活動組織数　H26迄 34組織 → H29現在 62組織
新規組織数　H27　15組織　H28　7組織
H29　6組織）

○ 相談センターがJAや土地改良区と連携することで、活動組織の事務の外部委託が増加しており、活動組織の事務負担軽減と取組促進が図られている。

○ 施設の長寿命化活動の取組が大幅に増加したため、工事施工について、専門的な立場から助言、指導を行っているほか、その他の活動についても、具体的な事例による実務研修を実施し、大いに役立っている旨の感想が多く寄せられている。